

設立趣意書

1. 設立の目的

中小企業は、わが国経済においてきわめて重要な地位をしめその振興なくしては、わが経済の持続的発展は期しがたいのであります。

はちみつ業界におきましても業界の大部分は零細企業者でありまして競争力にとほしく、関連大企業からの圧迫に抗することができます、原料高、製品安の不安定な経営をつづけております。一方国等の施策におきましては、中小企業近代化促進法指定業種として、その振興を助成されてまいりましたが、業界有志数次にわたりこの対策について協議をかさねた結果、中小企業等協同組合法にもとづく事業協同組合を設立することが必要であると痛感させられました。

この期にあたり大同団結いたしまして、共同購買、共同検査、共同宣伝などにより、我々の不安定な経営を直らさせることを目的とします。

2. 組織および事業の概要

- (1) 名 称 全日本はちみつ協同組合
- (2) 地 区 東京都 埼玉県 神奈川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県
大阪府および福岡県の区域とする。
- (3) 事務所の所在地 東京都台東区東上野2丁目18番7号
- (4) 組合員たる資格
 - (イ) はちみつ処理加工業を行う事業者であること。
 - (ロ) 組合の地区内に事業上を有すること。
- (5) 出資1口の金額および出資払込方法
 - (イ) 出資1口の金額 100,000円
 - (ロ) 出資払込の方法 一時に金額を払込まなければならない。
- (6) 事業計画の概要
 - (イ) 組合員の取り扱う原蜜等の共同購買
 - (ロ) 組合員の取り扱うはちみつの共同検査
 - (ハ) 組合員のためにする共同宣伝
 - (ニ) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む）および組合員のためにするその借入れ
 - (ホ) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、銀行、相互銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証またはこれらの金融機関の要任をうけてする組合員に対するその債務の取立て
 - (ヘ) 組合員の事業に関する経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及をはかるための教育および情報の提供
 - (ト) 組合員の福利厚生に関する事業
 - (チ) 前各号の事業に付帯する事業
- (7) 賦課金の賦課徴収方法
 - (イ) 賦課金の額 平等割 1組合員 月額5,000円
 - (ロ) 賦課徴収の方法 毎月末日までにその月分を納入するものとする。
- (8) 役員の定数および任期
 - (イ) 役員の定数 理事5人以上7人以内
監事1人または2人
 - (ロ) 役員の任期 理事2年
監事2年